<障害支援区分 申請者の方へ>

【袖ケ浦市】障害支援区分 医師意見書作成のための問診票

（医師意見書ではありませんので、ご注意ください）

この問診票は、障害支援区分認定に必要な「医師意見書」を作成する医師に、申請者ご本人の状況を伝え、作成の参考にしていただくためのものです。

申請者ご本人またはご家族、支援者など、普段の状況のわかる方が作成し、**医師意見書を依頼する医療機関に提出**してください。**(市に提出するものではありません)**

本人氏名カナ		記入日　令和　年　月　日	
本人氏名		生年月日	年　月　日
記入者		続柄	
記入者連絡先			

受診状況等について【当てはまる□に✓を付けてください】		
1	障害支援区分認定の申請	□ はじめて　□ 2回目以上
2	現在、医師意見書を依頼した主治医以外に他の医療機関にかかっていますか？ □ はい　□ いいえ	**「はい」の場合は、ご記入ください** 診療科 □内科　□精神科　□外科　□整形外科　□脳神経外科　□皮膚科 □泌尿器科　□婦人科　□眼科　□耳鼻咽喉科　□リハビリテーション科 □歯科　□その他（　　科） 病名（　　） 医療機関名（　　）

お身体の状態について【当てはまる□に✓を付けてください】		「2.身体の状態に関する意見」	
3	利き腕はどちらですか？	□ 右　□ 左	
4	身長と体重について	**身長＝＿＿＿＿cm　体重＝＿＿＿＿kg** 過去6ヶ月の体重の変化　□ 増加　□ 維持　□ 減少	
5	麻痺はありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）
6	力が入らないところはありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）
7	関節が固くなって動かせないところがありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）
8	関節の痛みが強いところはありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）
9	自分の意思とは関係なく身体が 動くことはありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）
10	じょくそう（床ずれ）がありますか？	□ なし　□ あり	部位（　　）

精神症状・能力障害について【当てはまる□に✓を付けてください】				「3.（2）精神症状・能力障害二軸評価」
11	**精神症状について** **※精神症状とは** 主に、感情、意欲、思考およびその他の面で、日常生活に支障をきたす程度の症状のこと。 【例】 **・感情** 気分が落ち込む、不安や焦りを感じてイライラしたり、興奮しパニックになる など **・意欲** 何をするのもおっくう、人と会ったり話したりすることが面倒になる、趣味にもやる気が起きない など **・思考** 考えがまとまらない、集中力がなくなる など	□	1	精神症状がまったくない。または、ほとんど目立たない。
		□	2	ごく軽度の精神症状はあるが、安定化している。身の回りのことも自分でおこない、対人関係も大きな問題はない。意思の伝達や判断も可能。
		□	3	軽度～中度の精神症状があるが、概ね安定化している。対人関係で困難を感じることがある。意思の伝達や判断はやや不十分。
		□	4	中度～重度の精神症状があり、意思の伝達や判断は不十分。
		□	5	重度の精神症状があり、意思の伝達や判断は困難。時に、身辺の清潔維持が不可能になり、社会のルールに反する行動がある為、常に注意や見守りが必要。
		□	6	活発な精神症状があり、常に身辺の清潔維持が不可能で、自殺企図や社会のルールに反する行動が著しいため、厳重かつ継続的な注意を要す。時に隔離なども必要。
12	**能力障害（日常生活および社会生活の状況）について** **※日常生活とは** 人が生活をしていく上で必要な基本的な行為や動作のこと。 （例） ・食事摂取 / 排泄 / 入浴 ・整容（着替え、洗面、歯みがき） ・移動 ・身辺の安全を保つ / 危険への対応 ・買い物や金銭管理 など **※社会生活とは** 人が社会の一員として行う活動のこと。 （例） ・就労　・対人交流 ・福祉資源への通所 ・趣味や娯楽等の文化的活動への参加 ・公共施設の利用や様々な手続き など	□	1	精神障害、知的障害を認めない。または、精神障害者や知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通にできる。
		□	2	精神障害、知的障害を認め、日常生活及び社会生活に一定の制限を受ける。
		□	3	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受け、時に応じて支援を必要とする。
		□	4	精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受け、常に支援を要する。
		□	5	精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

生活障害評価（現在の生活状況）について【当てはまる□に✓を付けてください】				「3.（3）生活障害」
13	食事について	□	1	食事を自主的かつ適切にとることができる（時間・量など含め）。
		□	2	時に食事の提供が必要な場合もあるが、だいたい自主的にとることができる。
		□	3	時に支援がなければ、偏食や過食をしたり、不規則になったりする。
		□	4	常に支援がなければ、偏食や過食をしたり、不規則になったりする。
		□	5	常に支援がなければ、食事を食べない、健康を害すほどの偏食や過食など問題の食行動をしてしまう。

14	生活リズムについて	□	1	いつも規則正しい生活ができる。
		□	2	だいたい自分なりの生活リズムができており、夜間の睡眠も1時間以内のばらつき程度で、生活リズムが週1回以内の崩れがあってもすぐに元に戻る。
		□	3	夜更かしをしたり、朝寝坊をし、夜間の睡眠が1～2時間程度のばらつきがあり、週1回以上生活リズムを乱すことがあっても、元に戻る。
		□	4	就寝や起床が遅く、週1回以上生活リズムを乱し、不規則になり、すぐには元に戻らない。
		□	5	横になりがちで昼夜逆転したりする。
15	保清について	□	1	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なくおこなっている。週に1回程度、自主的に掃除やかたづけができる。状況に合わせた服装ができる。
		□	2	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等をある程度自主的におこなっている。回数は少ないが、だいたい自主的に自分の部屋の掃除やかたづけができる。
		□	3	清潔が保てないため、時々支援が必要である。部屋の掃除やかたづけも、時々支援がないと、ごみがたまり、部屋が散らかってしまう。
		□	4	清潔が保てないため、常に支援が必要である。部屋の掃除やかたづけも、常に支援がないと、ごみがたまり、部屋が散らかってしまう。
		□	5	清潔が保てないため、常に直接的な介助が必要。部屋の掃除やかたづけも、支援があってもやらない。もしくはできない。
16	金銭管理について	□	1	1ヵ月程度のやりくりが自分で出来る。また、大切な物を管理できる。
		□	2	時に月の収入を超える出費をし、必要な出費（食事等）を控えたりする。時に大切な物を失くしてしまう。
		□	3	1週間程度のやりくりはだいたい出来るが、時に助言を必要とする。
		□	4	3～4日に1度手渡して相談する必要がある。大切な物の管理が難しい。
		□	5	持っているお金をすぐに使ってしまう。大切な物の管理が自分ではできない。
17	服薬管理について	□	1	薬の必要性を理解しており、適切に自分で管理している。
		□	2	薬の必要性は理解しているいないに関わらず、時に飲み忘れることがある（週に1回以下）。
		□	3	薬の必要性は理解しておらず、時に飲み忘れるので助言を必要とする。
		□	4	飲み忘れや飲み方を間違えたり、薬を拒んだり、大量服薬をすることがしばしばある。
		□	5	常に支援をしても薬を飲まないか、できないため、支援者が薬を飲ませる必要がある。

18	対人関係について	□	1	挨拶や当番などの最低限の近所付き合いが自主的に問題なくできる。他者と大きなトラブルを起こさずに行動ができ、誰に対しても自分から話せる。
		□	2	「1」がだいたい自主的にできる。
		□	3	「1」がだいたいできるが、時に助言がなければ孤立的になりがちで、挨拶や事務的なことでも、自分から話せず、周囲への配慮を欠いた行動をとることがある。
		□	4	「1」がほとんどできず、近所や集団から孤立しがちであり、強い助言や介入などの支援を必要とする。
		□	5	他者との協調性が全くなく、近所や友人などとの付き合いが助言・介入してもできない、あるいはしようとしない。
19	社会適応を妨げる行動について **※社会適応を妨げる行動とは** 周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行ってしまうか分からないなどの行動のこと。	□	1	社会適応を妨げる行動がみられない。
		□	2	この1ヵ月に社会適応を妨げる行動は見られなかったが、それ以前はあった。
		□	3	この1ヵ月に社会適応を妨げる行動が何回かあった。
		□	4	この1週間に社会適応を妨げる行動が数回あった。
		□	5	社会適応を妨げる行動が毎日のように頻回にある。
20	その他 （現在、利用しているまたは利用を希望しているサービス内容、困っていることなどがありましたらご記入ください。）			

ご協力、ありがとうございました。

こちらの問診票を**主治医**に提出するようお願いいたします。

（※申請書と一緒に市役所に送付及び持参しないようお願い申し上げます。）

市役所ではなく医療機関に提出してください